

事 務 連 絡  
令和2年 5月11日

各市町村農業委員会事務局長 様

一般社団法人愛知県農業会議事務局長

新型コロナウイルス感染症の発生により申告・納付が困難な場合における国税の取扱いに関する周知について

本会議の事業推進につきまして、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問い合わせや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行う」とされたところです。

これに関連して、一般社団法人全国農業会議所より、農林水産省経営局農地政策課から提供されました国税の取扱いに関するパンフレットの周知依頼がありました。

つきましては、貴農業委員会等のホームページへの掲載、窓口への設置などにより広く周知広報いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、周知パンフレットつきましては、本会議のホームページの情報ボックスに掲載しておりますので、ご活用ください。

記

周知パンフレット一覧

- 別添 1 新型コロナウイルス感染症の影響で期限までに申告・納付が難しい方は簡易な手続で期限延長が可能です
- 別添 2 青色申告をはじめませんか
- 別添 3 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください
- 別添 4 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ 納税を猶予する「特例制度」(案)
- 別添 5 欠損金の繰戻しによる還付の特例(案)
- 別添 6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者に対する消費税の課税選択の変更に係る特例(案)

別添 3 ~ 6 では、関係法案が国会で成立することが前提となる特例猶予(案)【等】の記載がございますが、あらかじめ制度案の概要をお知らせさせていただきます。

別添 3 は、現行猶予と特例猶予(案)のどちらもご案内するリーフレットです。

別添 4 が特例猶予(案)をより詳細に説明したリーフレットとなります。

(連絡先 農政課 担当：竹内 電話052-962-2841 fax052-953-0399)